



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2015年1月(第34号)

2015年がスタートして早ひと月。今年はどんな1年になるでしょうか。
「事務所だより1月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

- 1 住宅取得控除初年度の手続きについて
- 2 所得拡大促進税制をご存じですか？
- 3 従業員が通勤途中でケガをした場合の手続きは？
- 4 当事務所から

住宅取得控除初年度の手続きについて

住宅を購入または増改築し住宅ローンを組むと年末調整の際に「住宅取得特別控除」を受けられますが、初年度は管轄の税務署で確定申告をして控除を受けることになっています。今回はその初年度の手続きに必要な書類についてご紹介しますので、2014年中に住宅を購入または増改築された方はぜひご確認のうえ、手続きをなさってください。

■ 必要書類

- ①「確定申告書」（住宅借入金等特別控除の欄に必要事項を記載）
- ②「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」（税務署所定の書類）
- ③住民票（控除を受ける年の12月31日までに転入したことの記載が必要）
- ④住宅取得資金等にかかる借入金の年末残高等証明書（借り入れた金融機関などが発行する書類）
- ⑤家屋および土地の登記事項証明書
- ⑥売買契約書、請負契約書等の写し（家屋の取得または増改築年月日・床面積・取得価額や増改築費用等を明らかにする書類）
- ⑦源泉徴収票の原本（給与所得者の場合）

2年目からは年末調整で住宅取得特別控除を受けることができますが、必要な「住宅借入金等特別控除申告書」は初年度の手続きが終了後、税務署からまとめて自宅へ郵送されます。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1213.htm>

所得拡大促進税制をご存じですか？

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している法人（または個人事業主）が、給与等支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額（または所得税額）より税額控除（税額の10%（中小企業者等は20%）が上限）できる制度です。この税制は平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度について利用できる可能性があります。

前年度と比べて一定割合以上給与支給額を増加させた場合にはぜひ利用をご検討ください。

なお、雇用者を増やす企業を減税する雇用促進税制との併用はできませんのでご注意ください。

【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://tokyo->

[hellowork.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/9792/2014328114415.pdf#search='%E6%89%80%E5%BE%97%E6%8B%A1%E5%A4%A7%E4%BF%83%E9%80%B2%E7%A8%8E%E5%88%B6'](http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/9792/2014328114415.pdf#search='%E6%89%80%E5%BE%97%E6%8B%A1%E5%A4%A7%E4%BF%83%E9%80%B2%E7%A8%8E%E5%88%B6')



従業員が通勤途中でケガをした場合の手続きは？

従業員が業務上や通勤途中で病気やけがをした場合は、労災保険から病院の診察代が支給される「療養（補償）給付」が受けられます。診察を受ける医療機関が労災保険を取扱う場合は、その医療機関を経由して、労働基準監督署に所定の請求書を提出します。また、労災保険の取扱いのない医療機関で診察を受けた場合は一旦治療費を全額負担した上で、その領収書と一緒に所定の請求書を直接労働基準監督署に提出します。それにより負担した治療費が後日戻ってきます。



当事務所から



事務所日より1月号はいかがでしょう。

先日、以前お世話になっていた方（前職での社員食堂の店長さん）に久しぶりに再会する機会がありました。その方は、私達社員のどんな献立のリクエストも聞き入れ食べる人を喜ばせてくれていました。相手を思いやる気持ちとプロ意識。ぜひ見習いたいと感じた1日でした。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美